



保険金が使えると勧誘された雨漏り予防工事

先日、雨漏り予防の工事が、火災保険を使うと0円で出来るという内容の折り込み広告を見つけました。にわかには信じがたいのですが、この様な仕組みがあるのでしょうか？



季節の移り変わりも激しく、普段、目の届かない屋根からの雨漏りなどを気にされている方もいらっしゃると思います。相談者が持ち込んだチラシは、新聞の折り込み広告でした。内容を確認したところ、確かに、火災保険を利用して、無料で、雨漏りがしない様に、事前予防工事が出来る、と思わせる内容でした。また、火災保険を利用するための申請も、社団法人Aが全面的なサポートをしてくれる、と期待させる書き方でした。申請の手間もかけず、全く金銭の負担なしに、被害に遭う前に、予防工事が出来るかもしれない、と消費者が誤解しても仕方がない、と思われました。

そもそも保険制度とは、損害に遭った保険契約者に保険金を給付し、その損害を填補する制度です。被害に遭わないうちに、予防措置として支払われるものではありません。

確かに、自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合はありますが、やはり、既に説明したように、予防措置として給付される事はありません。

そこで、念のため、窓口から、損害保険協会に対し、チラシの様な仕組みが存在するかどうか、確認してみました。損保協会は「給付に当たり、損害の原因を特定する作業は、必須。また、修理業者等が保険申請を代行する事は出来ない。虚偽の申請をした事が発覚した場合、損保会社から消費者が訴えられる可能性もある。全国的に同様の勧誘についての苦情があり、問題視している」との回答がありました。

相談者には、以上の内容を伝えるとともに、広告の問題性を説明しました。

全国的にも同種の勧誘を受けて契約したが、工事内容が杜撰だったり、必要のない修理までさせられた、保険金が下りなかった、解約しようとする高額な料金を請求された等のトラブルが多く報告されています。

住宅を維持管理する為には、点検や適切な補修は欠かせません。いわゆる「おいしい話」に飛びつくより、数軒の業者から見積もりを取り、適切な工事契約を結ぶよう、慎重に検討される事をお勧めします。また、自然災害による住宅の損害が、保険金の支払いの対象となるかどうかは、業者と契約する前に、契約者本人が、直接損害保険会社または損害保険代理店に必ず確認しましょう。

もし、うその理由で保険金を申請するように勧められた場合は、下記の窓口への電話をお願いします。トラブルに発展した場合は、消費者センターにもご相談ください。

問い合わせ先

*一般社団法人 日本損害保険協会 保険金不正請求ホットライン
専用フリーダイヤル：0120-271-824

*一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
0570-022-808 (全国共通・通話料有料)
PHS、IP電話からは03-4332-5241へおかけください。
受け付け日：月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)
受け付け時間：午前9時15分～午後5時

*消費者センター 消費者ホットライン
0570-064-370



© KANAGAWA2013